

議案第 5 7 号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 5 月 1 1 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（感染症等防疫作業手当の特例）

- 4 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症に対応するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第 2 条の規定は適用しない。
- 5 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 4, 0 0 0 円以内で市規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

新型コロナウイルス感染症に係る作業について特例の感染症等防疫作業手当を支給するため、本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 5 7 号参考資料

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|------------------------|---|
| <p>附 則 1～3 (略)</p> | <p>附 則 1～3 (略) <u>(感染症等防疫作業手当の特例)</u> 4 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に対応するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u> 5 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円以内で市規則で定める額とする。</u></p> |